



税理士法人より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

あけましておめでとうございます。昨年は1年を表す「今年の漢字」として《税》が発表されました。代表的な所では消費税増税、その他色々な税制が皆様の頭を良くも悪くも悩ませ、昨年を表すのに相応しい一文字のように感じます。そこで今回は2014年に配信したニュースレターを参考に昨年来年を振り返ってみたい。

平成26年度税制改正で変わった事は？

まずは平成26年度税制改正の中から重要性の高いものを3つ簡単に振り返りましょう。

交際費の特別措置の拡充により、今までの損金算入額以外に交際費等の額の飲食費のうち50%まで損金として認められるようになりました。中小法人は年間800万までの損金算入と、50%までの損金算入とで有利選択が可能となりました。

次に所得拡大促進税制についてですが、一定額の控除を受けるために必要な要件のうち、給与等支給額の増加割合の基準が改正前より緩和された上、適用期限も2年の延長と

なり、より適用されやすくなりました。

そして東日本大震災からの復興財源確保の為に復興法人税は、消費税増税の影響等を考慮して1年前倒しの廃止となります。

中小企業の優遇税制について

中小企業には大企業にはない様々な優遇税制が定められており、わかりやすいものとして例えば法人税の軽減税率があげられます。

法人税の軽減税率が適用されることにより、通常25.5%である税率が課税所得800万円まで15%に引き下げられます。これにより、法人税額を最大84万円おさえることが可能となります。

その他、取得価額30万円未満の固定資産については年間合計300万円を限度として全額損金算入が可能であったり、繰越欠損金の全額控除が可能であったり、中小企業にはたくさん措置がされています。

おいしく納税、注意する税金

消費税以外にふるさと納税についても話題

となりました。ふるさと納税は確定申告した場合には控除限度額を超えない金額までなら実質負担2000円となり、納付した自治体から特産品を頂くことができます。

印紙税の改正では、受取金額が5万円未満の領収書については収入印紙を貼る必要がなくなった為、少し枠が広がりました。

しかし、収入印紙を貼っていなかったことにより過剰税を払うこともありますので、普段気に掛けないかもしれませんが注意が必要です。

おわりに

昨年のニュースレターでは、この他確定申告で知っておくと良い事や、開業独立についてのメリット、相続税について、法人の保険を用いた節税等様々な税金に関する情報を配信しました。これを機会に是非バックナンバーを読み返してみたいはいかがでしょうか？

なにかご不明な点等ございましたらどうぞお気軽に弊事務所までご相談ください。

今年もよろしくお願いたします。



社会保険労務士法人より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

雇用障害者数・雇用率が過去最高

平成26年の障害者雇用状況

厚生労働省から、民間企業や公的機関などにおける「平成26年度 障害者雇用状況(6月1日時点)」が公表されました。

この結果によると、民間企業における雇用障害者数は、43万1,225人と前年より2万2,278人増加、実雇用率も1.82%と前年より0.06%上昇しており、ともに11年連続で過去最高となりました。

また、法定雇用率(従業員数に対する障害者数の割合。民間企業は2.0%)を達成した企業数は、3万8,760社、割合は44.7%で前年より2.0%上昇しました。

法定雇用率未達成企業は？

法定雇用率未達成企業は、4万7,888社(55.3%)でした。そのうち、障害者を1人も雇用していない企業(いわゆる「0人雇用企業」)は、未達成企業のうち約6割(59.4%)を占める結果となりました。

現在、法定雇用率未達成企業に対する罰則として、常用雇用労働者が201人以上の事業主には、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人につき月額5万円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。

今後の動向と企業への影響

来年4月から、障害者雇用の義務対象が、常用雇用労働者が「101人以上」の事業主へと拡大されます。そのため、常用雇用労働者が101人以上200人以下の事業主についても、今後は障害者雇用納付金制度の申告が必要となりますので、注意が必要です。

また、障害者雇用率は、労働者と失業者の総数に対する身体または知的障害者である労働者と失業者の総数の割合を勘案して、少なくとも5年ごとに政令で定められます。

トラック運送業に対する労働行政による監督指導

8割超が労働基準関係法令違反

厚生労働省から、全国の労働基準監督機関(労働局、労働基準監督署等)がトラックやバス、タクシー等の自動車運転者を使用する事業場に対して行った平成25年の監督指導、送検の状況が発表されました。

監督実施事業場数は4,279件で、そのうち労働基準関係法令違反の割合が82.1%(3,513件)、改善基準告示違反の割合は58.7%(2,510件)となっています。

違反事項のトップは「労働時間」

主な違反事項としては、「労働時間」が56.6%と最も多く、「割増賃金」(24.5%)、「休日」(4.7%)と続いています。

主な改善基準告示の違反事項としては、「最大拘束時間」(47%)が最も多く、以下、「総拘束時間」(36.3%)、「休息期間」(32.7%)、「連続運転時間」(25.6%)、「最大運転時間」(15.1%)となっています。また、重大または悪質な違反により送検された件数は69件に上ります。



会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします

Q 賞与支給の翌日に退職届を出されたら？

賞与支給の翌日、社長である私の机の上に甲の辞表届がありました。甲とは連絡がつかないまま2週間が経ってしまいました。甲からは、賞与を取り戻すことができるのでしょうか。また、今後の対応も教えてください。

A 規定や慣行の有無がポイント

賞与とは

賞与は、労働協約、労働契約、就業規則等に支給時期・額・計算方法が規定され、これに従い支払われるものは労働の対償としての賃金となります。そして、どの学説でも過去の労働に対する報酬の側面を認めています。

就業規則での賞与支給基準規定の意義

賞与の支給が就業規則に定められ、会社に

支給義務が生ずる場合でも、賞与をどのような支給基準で就業規則等に規定するかは、法律上義務づけられていません。そこで、就業規則等の規定が労働者の権利を不当に侵害するなど公序良俗に反しない限り、労使間で任意に決定することができます。

裁判例(東京地判平成8年6月28日)は、賞与は過去の労働に対する報酬とともに、将来の労働に対する期待の程度に依りて支給額に差をつけることは不合理でなく、退職予定のない従業員が賞与の支給後間もなく会社を辞めてしまった場合は、将来の期待部分を考慮して、従業員に対して受け取った賞与から2割を限度として返還を命じています。

慣行の有無

賞与についての就業規則の定めがなく、また、賞与の支給の慣行もない場合は問題ありませんが、支給の慣行がある場合は、その慣行に従うことになります。そして、本件のような事案の場合に、一定割合で賞与を返還させる慣行があればそれに従い、そのような慣

行がない場合は、会社からの返還請求はできないと考えられます。

解決策としての労働協約等による規定

賞与の支給については、賃金のように労働基準法等に定めがなく、労使間で原則として自由に定められます。そこで、逆に労働協約や就業規則等で支給時期、支給額ないし計算方法、支給日在籍要件等を明確に規定しておく必要があります。また、本件のように受給後すぐに自己都合退職してしまった従業員に対して返還請求できるかどうかについても、紛争予防の点から、就業規則等に支給日後一定期間内に退職した者から一定割合で返還させる条項を明記しておきましょう。

ここで注意が必要なのは、この規定が公序良俗に反し、労働者の権利を不当に侵害しないかという点です。例えば、支給日後一定期間内に自己都合で退職した者に対し、支給した賞与全額を返還させるというような規定は、賞与が過去の労働の対償であるという側面を否定する規定として問題が残ります。

i お知らせ

Amazon 出品者様向けサービス開始のお知らせ

12/9より、汐留パートナーズ税理士法人はAmazon出品者様向けの税務アドバイザーを開始いたしました。

専用HP・・・Amazon出品者様のための会計税務サービス
<http://shiodome.or.jp/amazon/jp/> 近日中に英語版もリリース予定です。

Amazonに代表されるECサービスの売上高は2014年に12兆円を超え、急成長しています。誰もが手軽に海外取引が行える環境が整うにつれて、Amazon出品者様から海外取引に関する多くの税務相談が寄せられるようになりました。このような状況を受けて、弊社としてはこれを機に、インターネットを利用したEC税務のプロフェッショナルとなるべく決意を新たにいたしました。Amazon出品者様に限らず、国際税務でお困りのことがございましたら、ご遠慮なくご相談頂きたく存じます。

新メンバーのご紹介

この場をお借りして2014年9月に加入した新メンバーの紹介をさせていただきます。

会計グループ 堀井 彰

9月より入社致しました堀井と申します。今はまだ知識・経験ともに不足しており、ご迷惑をおかけしてばかりですが、お客様の良きパートナーとなれるよう努力して参ります。宜しくお願い致します。

1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

13日

- 源泉徴収税額*・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
*ただし、6ヵ月ごとの納付の特例を受けている場合には、26年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

20日

- 特例による源泉徴収税額の納付<前年7月～12月分> [郵便局または銀行]

2月2日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第3期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等(移動)申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

発行所

汐留パートナーズグループ TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp>

誌面デザイン 赤星 ポテ子

URL: <http://akahoshi-poteco.com>